

教育委員会定例会議事日程

令和3年5月13日(木) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和2年度の実施状況について
横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の
開設について

3 審議案件

教委第1号議案 令和3年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第2号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第4号議案 第29期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第5号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員の任命について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和2年度の取組状況について
- 横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の開設について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前前回の報告（令和3年4月22日）以降の教職員の感染者は8人、児童生徒の感染者は57人、感染者が発生した学校は合計49校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は122人、児童生徒の感染者は748人、感染者が発生した学校は349校となっています。（令和3年5月11日現在）

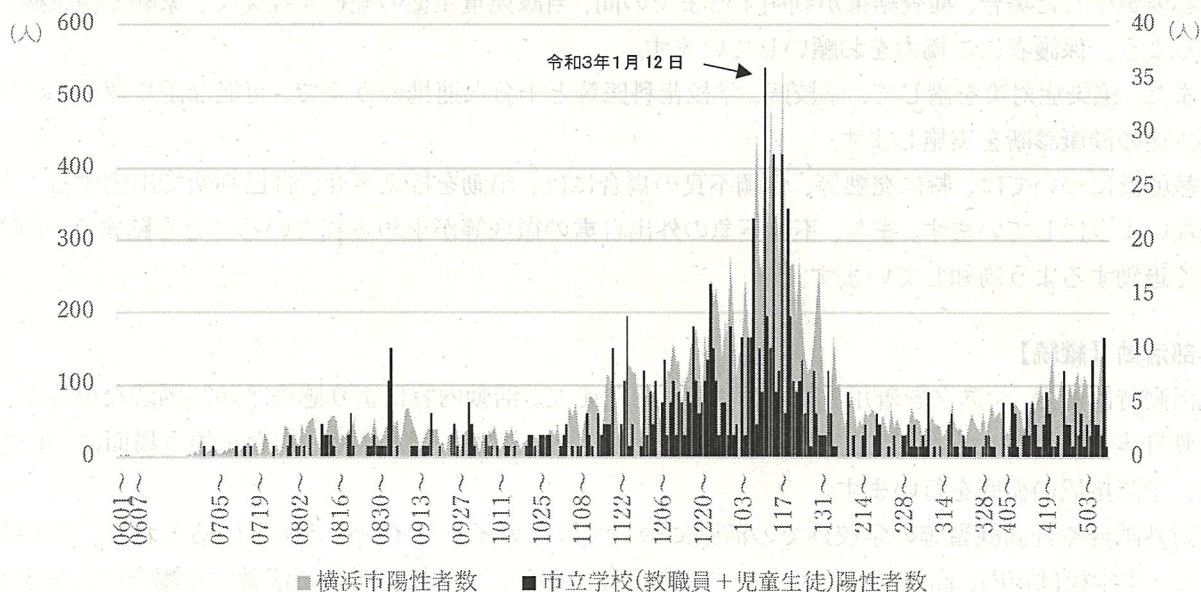
学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、4月から5月にかけて増加傾向となっています。

学校関係者の感染者数（4月5日以降の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
4月5日～4月11日	4	12	16
4月12日～4月18日	4	15	19
4月19日～4月25日	3	14	17
4月26日～5月2日	4	22	26
5月3日～5月9日	2	22	24
5月10日～5月11日	2	9	11

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校の陽性者数
（令和2年6月1日以降）



2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について

「まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）」の延長を受け、神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を引き続き対応するよう通知しています。

(1) ガイドラインの徹底とリスクの高い教育活動の実施見合わせ【継続】

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」の内容を、校内の全教職員で改めて共有・確認し、感染予防の取組を徹底するとともに、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、実施を見合わせます。

《実施を見合わせている活動の例》

- ・各教科等に共通して「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、体育、保健体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、重点措置期間においては、可能な限り屋外での活動とすること、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること、授業の前後における着替えや移動の際や、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場面、軽度の運動の際は、可能な限りマスクを着用することとしています。

(2) 児童生徒の健康観察、健康診断及び教職員の健康管理、勤務【継続】

児童生徒の家族や同居人等が、新型コロナウイルス感染症の感染に疑いがあり、PCR検査等を受ける必要が生じた場合、検査結果が判明するまでの間、当該児童生徒の登校を控えて、家庭で健康観察するよう、保護者にご協力をお願いしています。

また、感染症対策を講じて、学校医、学校歯科医等と十分な連携のうえで、可能な限り速やかに児童生徒の健康診断を実施します。

教職員については、特に発熱等、体調不良の場合には、出勤を控えさせ、自己判断で出勤することのないようにしています。また、不要不急の外出自粛の徹底等が求められていることを踏まえ、極力早く退勤するよう周知しています。

(3) 部活動【継続】

活動時は極力、マスクを着用して活動することとして、活動内容により感染予防が困難な場合は、活動自体を見合わせるなど対応しています。活動前後の着替えや休憩時の飲食を伴う場面についても、予防措置の徹底を行います。

対外試合や合同練習等の学校外での活動については、ガイドラインで定めるとおり、原則として、中学校は市内、高等学校は県内での活動としており、中学校が市外で活動する場合は、公式大会等であり、当該競技・種目の連盟・協会が主催し、感染対策が十分に講じられていることを確認したうえで参加します。

高等学校においては、神奈川県教育委員会からの通知を受け、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、学校長が判断します。また、全国大会、関東大会等に

については、今後、開催の有無を確認しながら、学校長と教育委員会で協議の上、参加の可否を決定します。

(4) 学校行事等について

今後実施を予定している学校行事について、それぞれの目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫をします。

なお、飲食を伴う場合は、校内の給食・昼食実施時と同様、向かい合わせにせず同じ方向を向き、マスクを外す時間をなるべく短くして、会話を控えて静かに食べるなどの配慮を行います。

ア 運動会・体育祭等の実施について

運動会・体育祭等を実施する場合には、密集・密接を避け、「参観者(来賓、保護者)の検討」、「半日程度にするなどの時間短縮」、「熱中症に留意しながら極力マスクを着用し、大きな声を出さない」など、感染症対策を徹底します。

イ 遠足(旅行)・集団宿泊的行事について【継続】

県教育委員会からの通知により、重点措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては同様に、延期又は中止とします。

また、重点措置区域を目的地とした校外活動も、感染拡大防止の視点から、原則として中止又は延期とします。

(5) 教職員の研修【継続】

オンラインでの実施が可能な研修は可能な限りオンライン化した上で、集合研修との組み合わせで実施します。集合研修については、感染拡大防止策を徹底した上で実施しますが、集合参加が困難な場合にも、eラーニングや資料の提供等を行っていきます。

(6) 学校開放【継続】

重点措置の趣旨を踏まえ、利用団体等に対して活動の可否について十分な検討を促すとともに、活動終了時刻の限度を、これまでの21時から20時に変更します。

実施する場合は、武道などにおける、近距離で組み合ったり、接触したりする活動、大声での発声を伴う(コーラス、歌唱等)活動や管楽器演奏は、当面不可とします。

また、密集を避けるため、他団体との共同利用、合同練習、試合等の活動は、当面の間、不可とし、飲食は伴わない(水分補給を除く)こととします。

(7) 登下校への配慮【継続】

小・中学校では、児童生徒が密集することのないよう、始業時刻を変えずに、登下校に時間差を設け、昇降口での密を避けるように分散化を図るなど、学校の実情に応じて取り組んでいます。

また、高等学校では、公共交通機関を利用する生徒が多いことから、朝夕の混雑時を避けるよう、登下校の時刻を設定していますが、その際、始業時刻を30分程度遅らせる等の配慮を行っています。

特別支援学校では、児童生徒の障害の状態などを踏まえ、学校の実情に応じて、始業時刻の変更や授業を短縮する等の措置を講じています。

(8) 水泳の授業の取扱い

スポーツ庁、文部科学省の通知や、児童生徒の学習機会の確保の観点から、各学校において丁寧に健康観察や健康診断を行い、家庭や児童生徒との健康面についての共通理解を図った上で、学校の実態や状況に応じて可能な範囲で授業を実施します。

ア 実施上の留意点

各校種1、2年生に関しては、今年度在籍校での水泳授業の実施が初めてであることを踏まえ、特に健康状態を十分に把握して取り組みます。

また、プールサイドでは、国の通知に沿って児童生徒間の距離をできるだけ2m、最低1m確保することや、更衣室の広さが十分でない場合は教室等の広い部屋を使うなど、ガイドラインに基づき、感染対策を講じながら、各学校の状況に応じて水泳授業を実施します。

イ 施設管理について

今年度、水泳の授業を実施しない場合でも、施設の適切な維持管理のため、概ね10月までには清掃・点検を行います。また、教育委員会事務局でプール清掃業務を一括契約している対象校については、変更なく外部業者にて清掃を実施します。

3 今後の対応について

臨時休校の際には、各学校と児童生徒がオンラインで双方向の学習に取り組めるよう、現在以下の3点の準備を進めています。

(1) 学習動画（ロイロノート・スクール）の作成

1年間を通して学習動画とプリント等をセットにした学習動画パッケージをロイロノート・スクールで活用できるように、昨年度作成した360本に加え、春から夏の単元の学習動画を5月11日現在で137本準備しました。

5月末には春・夏の単元の学習動画が合計330本程度作成される予定で、昨年度作成したものとあわせて1年間を通して、全学年・全教科等で合計約690本のコンテンツを整えていきます。

(2) 一人一台端末の基本的操作の修得推進

臨時休校になり、一人一台端末を家庭に持ち帰ることを想定して、一日も早く児童生徒が自分自身で端末等を操作できるように、各学校で基本的操作の修得を進めています。学校では、タブレット等の機器やクラウドサービスを利用する際のルール確認、ロイロノート・スクール（またはGoogle Workspace for Education）のログイン操作、学習課題の送受信を行うなど、基本的操作に取り組み、状況について5月末に集約します。

(3) オンライン健康観察の試行

感染拡大に伴い、臨時休校時の家庭と学校間の連絡手段を確保することや、児童生徒の健康状況を把握することを目的として、各家庭のインターネット接続状況の把握と合わせて、オンライン健康観察の試行に取り組んでいます。

また、ネットワーク接続ができないご家庭について、5月末を目途に学校と教育委員会事務局で状況を把握し、今後の支援につなげていきます。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和2年度 取組状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、教職員は、自身や周囲への感染対策、学びの保障への対応や各種行事の運用の検討など、これまでにない業務の発生や心的な疲労の蓄積があった中での勤務が続きました。この一年間の教職員の皆様の様々なご尽力に敬意と感謝の意を表します。

コロナ禍での前例のない種々の対応が生じたことにより、例年とおりの指標の前年度比較は困難ですが、各種指標自体は一定の改善がみられます。ただし、指標③の「量・コントロール」は未だ全国平均より高い値であるなど、他律的な業務の増大による負担感は増した一年であったと考えられます。

このような中、横浜市として推進してきた各種の取組がコロナ禍でも教職員の働き方の改善に役立ったとのご意見もいただくことができました。

- 職員室業務アシスタントは、コロナ禍を踏まえ令和2年度は配置を強化し、各校2名としたところ※1、教職員の負担軽減につながったとの声を多数いただきました。
- 令和2年度から教育委員会事務局において一括契約事業として開始したプール清掃業務委託は、清掃作業だけでなく契約手続きを含めかなりの負担軽減になったとの意見が寄せられました。
- 部活動指導員については、各校で希望するとおりの人数を充てられたことが、負担軽減につながったとの声もいただきました。
- 集合研修や研究会活動が制限されましたが、ICTを活用したリモート研修やリモート会議を実施することで、出張のための移動時間の節約につながったとの声もありました。

一方、例えば学校行事や部活動は中止・縮小など、直接の活動に要する時間が減少した面はあったものの、課された条件の中で新たな準備をする必要があったとの声もありました。

指標①時間外勤務80時間超の教職員の割合はまだ高い数値に留まっていることから、実態に係る詳細分析等、働き方改革の実現に向けて更なる取組が必要との認識を市全体としてもつことが重要です。

令和3年度は感染症対応に加え、GIGAスクールもいよいよ本格化しますが、例えばICT支援員の効果的な活用なども含め、引き続き管理職のリーダーシップの下、一校一校が着実に働き方改革を進めるとの意思をもち、取り組んでいただくようお願いいたします。

※1 全小学校、中学校、義務教育学校は2人めの配置、特別支援学校は新規で1名配置

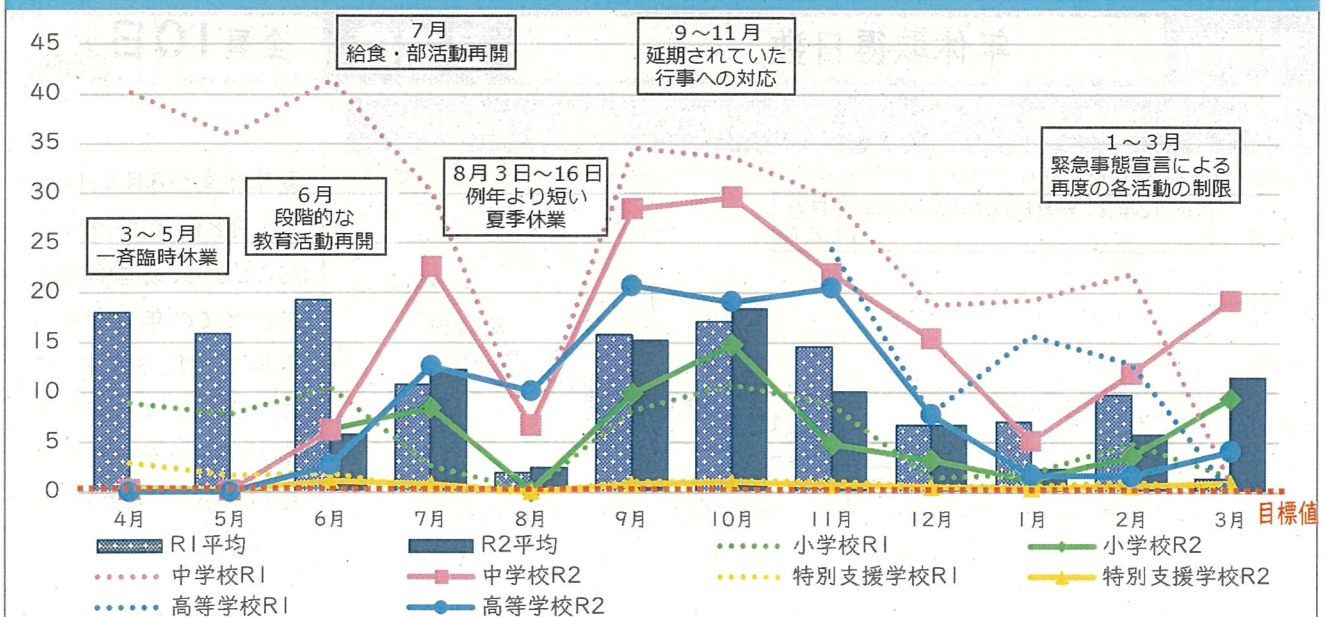
指標① 時間外勤務月 80 時間超の教職員の割合 目標値 0%

R2年度平均値 9月～3月 全校種平均 **10.0%** 小学校 6.7% 中学校 18.8% 特別支援学校 0.7% 高等学校 10.8%

参考) R2年度平均値(4月～3月) 全校種平均:7.6% 小学校 5.2% 中学校:13.9% 特別支援学校:0.6% 高等学校:8.4%
R1年度平均値※2(4月～3月) 3校種平均:11.6% 小学校:5.7% 中学校:26.3% 特別支援学校:1.0% 高等学校:—

※2 令和元年度は3校種平均。新型コロナウイルス対策による一斉臨時休業期間中の令和2年3月を除外すると、3校種平均は12.6%。

各月の月 80 時間超の教職員の割合(%)：令和元年度と令和2年度の比較(平均・校種別)



指標②

19時までに退勤する教職員の割合 ※3

目標値 70%以上

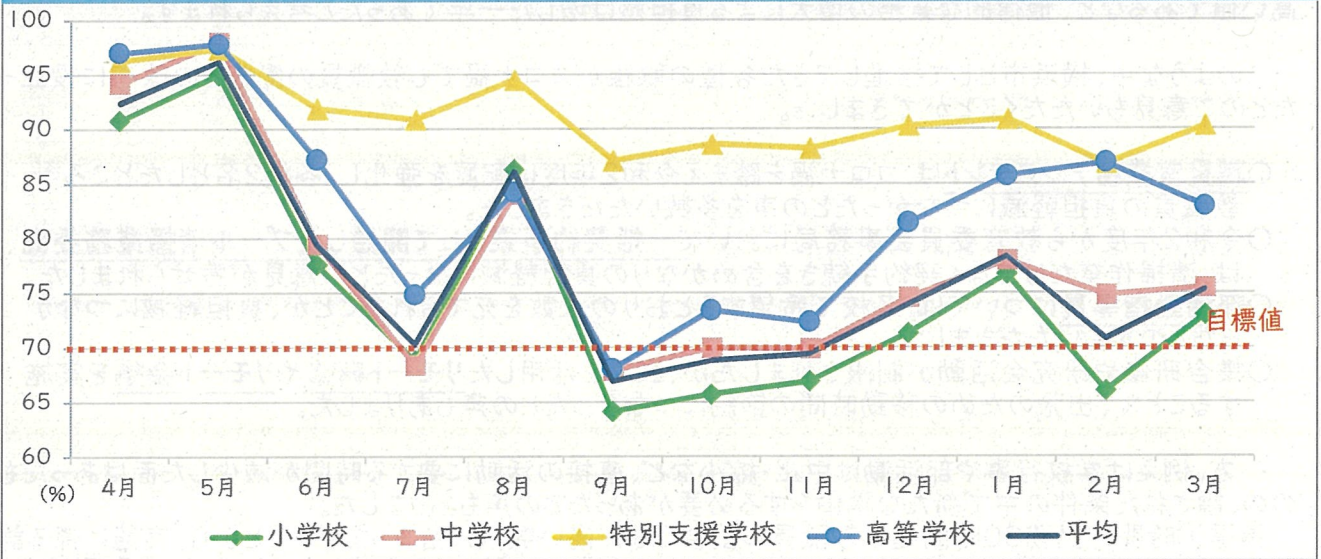
※3 一月の課業日を20日、土日の出勤含まず

R2年度平均値
9月～3月

全校種平均 **71.9%** 小学校 69.1% 中学校 73.0% 特別支援学校 88.9% 高等学校 78.7%

参考) R2年度年平均値(4月～3月) 全校種平均:77.3% 小学校:75.2% 中学校:77.9% 特別支援学校:91.1% 高等学校:82.6%
R1年度年平均値(4月～3月) 3校種平均:72.5%※4 小学校:71.2% 中学校:71.6% 特別支援学校:88.5% 高等学校:—
※4 新型コロナウイルス対策による一斉臨時休業期間中の令和2年3月を除外すると、3校種平均は70.8%。

各月の19時までに退勤する教職員の割合(%) (校種別)



指標③

健康リスク・負担感指数割合

目標値 100未満

※「総合健康リスク」「量・コントロール」「周囲の支援」ともに全国平均を100とし、数値が高いほどストレス度合いが高くなります。

年度		H30	R1	R2
職場の リスク	総合健康リスク	99	103	90
	量・コントロール (健康リスク・負担感指数)	109	109	104
	周囲の支援	91	95	87
高ストレス者割合		14.4%	13.7%	12.7%

各項目において、前年度比で改善が見られました。一方で、新型コロナウイルス感染症に起因する他律的・突発的な業務の増大により、業務の「量・コントロール」については、全国平均よりも高い値となったものと考えられます。

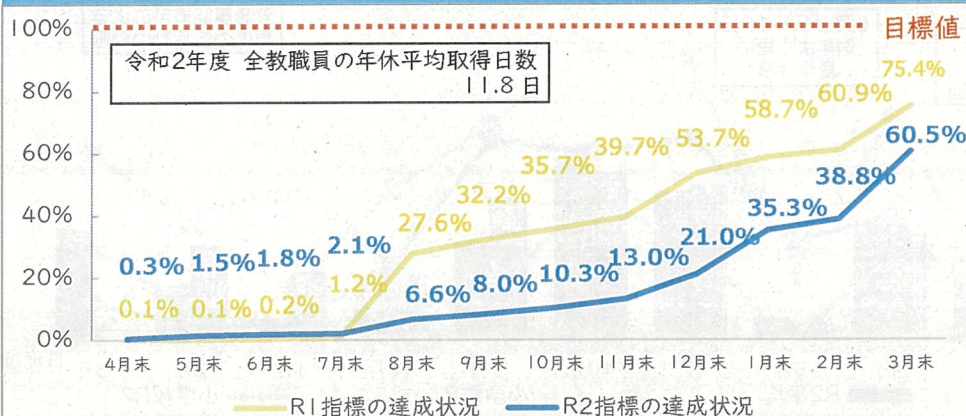
指標④

年休取得日数

目標値

全員10日以上
(100%)

年休の平均取得日数及び10日以上年休を取得している教職員の割合(%)



夏季休業が8月3日から16日と例年より短かったことから、夏季休暇にあわせての年次休暇を取得できず、3月末までに、10日以上年休取得ができなかった教職員が多かったものと考えられます。

学校業務の適正化、精査・精選

(1) 学校業務の適正化

① 春季休業日の変更【新規】

R2年度実績

各学校において、児童生徒一人ひとりが安心して新年度の学校生活を開始できるよう受入準備を行う時間を確保するため、令和3年度以降、春季休業日を延長する規則改正を実施(令和3年1月15日公布・施行)。

R3年度予定

春季休業日変更後の影響を確認。

R2年度まで 4月1日～4月4日

R3年度から 4月1日～4月6日

(2) 学校業務の精査・精選

① 教職員の業務の精査、アウトソースの検討【拡充】

R2年度実績

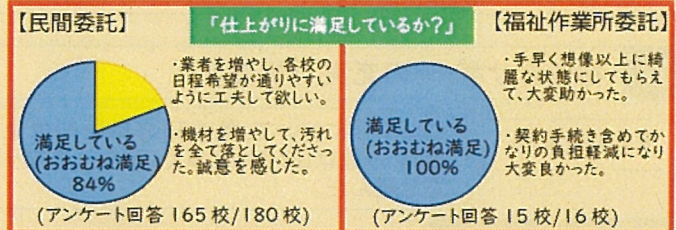
プール清掃業務委託について、局一括契約により196校(小:133校、中:62校、特支:1校)を対象に実施。うち16校は障害者就労施設への委託により実施。

R3年度予定

プール清掃業務委託について、小・中・義務・屋外プールのある特別支援学校のうち、希望する全ての学校(440校)に拡充(小:324校、中:115校、特支:1校)。うち58校は障害者就労施設への委託により実施。

令和2年度プール清掃業務委託振り返りより

アンケート結果 実施校196校
小学校133校、中学校62校、特別支援学校1校
民間事業者への委託180校、障害者就労施設への委託16校



「働き方改革通信:Smile No.10」令和3年2月号より抜粋

② 障害者就労施設との連携強化【拡充】

R2年度実績

- ・よこはま障害者共同受注総合センター「わーくる」と連携し、プール清掃業務委託の一部を施設へ発注するなど、学校と障害者就労施設の連携を推進。
- ・学校と障害者就労施設が連携する際の事例や課題を収集するため、下半期(10月～3月)の概算数量契約による軽作業スタッフ派遣事業を、モデル校4校で実施。
- ・障害者就労施設のワックスがけ受注を拡大するため、施設の職員や利用者を対象とした研修を実施。

R3年度予定

- ・軽作業委託のモデル事業を8校8事業所に拡充し、通年の契約で実施。また、モデル校から得られた取組事例(学校で発生する業務のうち福祉作業所ができること等)を全校へ発信。
- ・障害者就労施設による教室のワックスがけを局予算によりモデル実施(9校予定)。

学校業務アウトソース×福祉作業

福祉作業所と連携モデル事業実施

- ① プール清掃委託
- ② 教室のワックスがけ委託
- ③ 通年契約による軽作業



ポリッシャーやワックスがけの研修を受けて、軽作業受託の準備をしています。

【番外編】GIGA BOX Project

各学校での契約となりますが、GIGA 端末の大量な段ボールの処分のため、畳んで縛って、所定の場所に置く作業の委託も始まっています。

「働き方改革通信:Smile No.10」令和3年2月号より抜粋

③ 市主催行事や学校行事等のあり方検討

R2年度実績

小学校体育大会について、これまでの大会の課題解決の状況や令和元年度のアンケート結果等を踏まえ、令和3年度は中止、令和4年度以降は実施しないこととした(令和元年度の第69回大会をもって終了)。

R3年度予定

新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、児童生徒のよりよい学びや持続可能な行事運営について、引き続き各行事のあり方を検討。

④ 学校事務職員の事務集約化(北部学校教育事務所)

R3年度予定

学校事務職員の負担軽減を図るとともに、固定電話回線が不足する学校の通信面での利便性の向上、スケールメリットによる経費削減と支出集約化による支払遅延件数の減少等を期待し、令和3年度から新たに使用する携帯電話の購入と通信契約及び支払いを事務所が一括して実施(希望のあった116校 212台分)。他の3方面事務所でも実施を検討。

チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

(1) 教職員配置の工夫、チーム体制の構築

① 小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化【拡充】

R2年度実績

新規推進校を53校指定し、合計85校で実施。効果検証として推進校の児童・家庭を対象にアンケートを2回実施。推進校の成果報告としてeラーニングと書面発表にて3月にチーム学年経営推進フォーラムを開催。全校展開に向けた情報発信としてチーム学年経営だよりの発行を10月より開始。

R3年度予定

新規推進校を44校指定し、合計129校で取組予定。令和3年1月の中教審答申で示された「教科担任制」についての国の動向を注視しながら本市の「チーム学年経営(教科分担制)」を推進。

② 初任者サポートの充実【拡充】

R2年度実績

コロナ禍において、集合研修は原則中止又はeラーニングでの研修へと変更。初任者研修の受講者の数は892人と多く、例年と異なり横の繋がりが十分にできないため、サポートの充実に取り組んだ。

初任者研修

6月に初任者同士のグループをつくり、eメールによる意見交換を実施。7月には初任者の心のケアや生活の相談も含む希望者による意見交換会を6回実施。さらに、8月には教職員としての自覚や意識の向上を図るため、初任者全員へ『横浜市教職員ハンドブック』を配付。

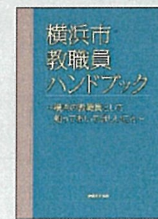
R3年度予定

法定研修などの必要な研修と合わせて、初任者同士の繋がりを深めるグループ活動や、個別の状況に合わせた相談などのサポートを検討。また、教職員としての心構えをまとめた『横浜市教職員ハンドブック』を活用し、初任者の教職員としての自覚や意識の向上を図る。

初任者等支援員派遣事業(YTサポート)

教員経験のない正規新採用教員や育児休業代替任期付教員、臨時的任用職員を対象に、学習指導や児童生徒理解、校内における業務等をスムーズに進めることができるよう、本市を退職した学校管理職経験者等を支援員として学校に派遣し、支援を実施。

初任者への支援員派遣時期を4月～7月に限定していたものを通年に変更し、活用を推進。



③ 持続可能な学校のあり方を探る公募型モデル事業の実施【新規】

R2年度実績

各校における主体的な取組を支援するため、令和3年度に実施するモデル事業を企画し、2つのテーマで公募を実施。

R3年度予定

各校の取組を共有する情報交換会を実施予定。また、振り返り(報告書)をモデル校より集約し、取組の成果を市内へ発信。

(1) 児童生徒のよりよい学びと教職員の時間をうみ出す工夫

- モデル校14校(小学校13校、中学校1校)
- 2月にオンラインにより、すでに柔軟な教育課程の編成に取り組む市内外の学校の事例を聴く機会を設け、モデル校間や協力いただく大学教員とのつながりをつくるため、先進事例研究会を実施

(2) 外国につながる児童生徒で発達障害のある児童生徒の学習支援のあり方

- モデル校7校(小学校5校、中学校2校)
- 3月に、学校と大学教員とのつながりをつくり、今後の支援方法についての検討をするため、学校訪問を実施

(2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

① 職員室業務アシスタントの配置【拡充】

R2年度実績

- ・全小・中・義務教育学校への配置を継続。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響により、増加する学級担任等の業務をサポートするため、希望する小・中・義務教育・特別支援学校に追加配置。

R3年度予定

新型コロナウイルス感染症の影響による追加配置を含め、各校種への配置を継続。

② 部活動指導員の新規配置・支援体制の構築【拡充】

R2年度実績

- ・生徒の充実した活動と教職員の負担軽減を目的に、平成30年度から継続して、部活動の専門的な技術指導を行うことができる外部人材を部活動指導員として任用・配置を実施。
- ・令和2年度も引き続き各校で希望するとおりの人数を充てることとし、前年度から317人増員。令和3年3月31日時点で延べ464人(138校(約94%))が利用を配置。

R3年度予定

- ・引き続き、学校のニーズに応じて、部活動指導員の任用・配置に取り組む。
- ・学校において人材の確保が困難な場合など学校のニーズに応えられるよう、教育委員会事務局において「部活動指導員候補者(人材バンク)登録制度」を運用。

スポーツ庁委託事業「令和3年度地域運動部活動推進事業」

スポーツ庁が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の中で進める地域部活動等を推進するための実践研究に申請し採択される。事業の進め方や今後の部活動のあり方について、校長会や中体連等と連携しながら検討を進める予定。

③ 学校栄養職員の配置の強化【拡充】

R2年度実績

栄養士未配置校での給食管理、食物アレルギー対応、食材発注などの負担軽減を図るため、栄養士又は管理栄養士の有資格者を非常勤として100校に配置。

R3年度予定

115校の配置を目指して、採用広報を強化。

④ 保健室支援員の配置の強化【拡充】

R2年度実績

保健室登校や要支援の児童生徒の対応のほか、大規模校や分校、定数減となった学校121校に保健室支援員を配置。また、一斉臨時休校等の状況を踏まえ、配置期間を年度末まで延長。

R3年度予定

初任養護教諭及び育児休業代替任期付教員及び臨時的任用職員のうち、養護教諭としての勤務経験がない養護教諭(単数配置)の学校を新たに対象に加えることで経験のない養護教諭へのサポートが手厚くなるよう、対象校の見直しを実施。人材不足をカバーできるよう、学校によって配置時間数を変更するなど検討。

⑤ 日本語指導が必要な児童生徒支援の充実【拡充】

R2年度実績

- ・鶴見小学校内に第2の日本語支援拠点施設「鶴見ひまわり」を設置し、学校ガイダンス・プレクラスを実施するとともに、各学校への派遣支援を試行実施。
- ・外国語補助指導員を11校に配置。
- ・母語支援ボランティアによる初期適応・学習支援の充実。
- ・放課後等学習支援、時間外も通訳可能な保護者等通訳支援の新規実施。

R3年度予定

- ・国際教室・日本語教室による児童生徒支援の充実。
- ・日本語支援拠点施設(2か所)の検証及び各学校を支援するためのノウハウの活用、支援体制の強化。
- ・令和4年度までに外国語補助指導員を13校に配置。

⑥ スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用による福祉的課題への支援の強化 【拡充】

R2年度実績

SSW の巡回型移行

学校により身近な存在となるようSSWを、令和元年度32人から令和2年度43人に増員し、従来の要請を受けて支援を行う派遣型から、1人のSSWが3~5中学校ブロックを定期的に巡回訪問して支援を行う形に移行。

R3年度予定

1人のSSWが3中学校ブロックを担当できる体制の構築

SSW一人あたりの担当校数の軽減や、1校あたりの滞在時間増加のために、会計年度任用職員11名を増員。また、高校・特別支援学校においても、派遣型から定期的な巡回訪問の支援へ移行。

⑦ ICT支援員派遣の充実 【拡充】

R2年度実績

- ・小学校全校では、1校あたり年間21回派遣。
- ・中学校では、試行実施した情報教育実践推進校が前年度2校から4校となり、1校あたり年間48回派遣。

中学校
R2年度 4校

R3年度予定

- ・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校への派遣回数を1週間に1回(年間概ね48回:小・特は初期設定チームに加え、通常支援30回)に拡充。
- ・高等学校では新たに、月2回程度(年24回)、ICTの専門知識を有する人材を巡回派遣。

中学校
R3年度 全145校

教職員の人材育成・意識改革

(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

① 教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握

R2年度実績

令和2年7月に、教職員が自身の時間外勤務時間の状況(月累計・年度累計)を、より簡易に確認できるように、教職員庶務事務システムを改修。

R3年度予定

システムを活用した時間外勤務時間の状況の把握方法について、学校へ周知。勤務時間データを活用した事務局による教職員、学校への支援を一層充実。

(2) 意識啓発・研修

① 働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進 【新規】

R2年度実績

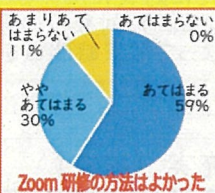
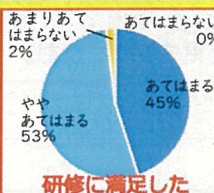
コロナ禍における自身及び自校の働き方を見つめ直し、「持続可能な働き方を考える」をテーマに9月と2月に web 会議システム (Zoom) 及び集合研修のハイブリッド型で研修を実施し、約100名の教職員が参加。

募集してすぐに満席

リアルタイムで双方向のやりとり

移動しないで研修へ参加

オンラインでも満足できた



「働き方改革通信: Smile No.6」令和2年10月号より抜粋

参加者の声

働き方を考えることは、単純に「勤務時間を減らす」のではなく、「子どもと向き合う時間を増やすために働き方を変えること」だと改めて学びました。そのためには、自分の意識だけでなく、学校という組織全体の意識を変えるために声を出していきたいです。

働き方を見つめ直すために、リモートで受講し、考えることは、このスタイル自体が実践の一つであり、とても良いと感じました。他の先生方の考えもチャットで見えて、参考になりました。グループセッションまでできることが分かり、よい経験になりました。

R3年度予定

管理職の選択研修として実施し、「自分たちの働き方を自分たちで決める」プロセスと、「働き方分析ツール」「働き方改革推進DVD」の2つの働き方支援ツールを活用した実践校を拡充。

学校の業務改善支援

(I) ICT を活用した業務改善支援

① 総合学校支援システムの構築

教材等共有システム

R2年度実績

令和元年度に構築したシステムの運用を実施。また、小学館と連携協定を結び、令和2年度中は教育雑誌「教育技術」電子版を無償でシステムの中で閲覧を可能にしたほか、4方面のハマ・アップの指導案データと、一部小中学校で作成した教材が閲覧可能。

R3年度予定

「ロイノート・スクール」や「G suite for education[※]」の導入が行われ、クラウドサービスの運用が開始。GIGA スクールの本格稼働や学校の各サービスの活用状況を踏まえ、教材等共有システムの今後のあり方を検討。

※現在「Google Workspace for Education Fundamentals」

家庭と学校の連絡調整

R2年度実績

「横浜市におけるGIGAスクール構想」において、「家庭と学校との連絡」として位置づけ、「ロイノート・スクール」の家庭と学校の連絡に関する機能
 ①保護者から学校へ出欠連絡、②学校から保護者へのお知らせ配信、
 ③アンケートについて、教職員向け・保護者向けマニュアルを作成し周知。

R3年度予定

「ロイノート・スクール」や「G suite for education」のクラウドサービスの活用が進むよう、現状を調査し、求められる機能の実現に向けて推進。

コラム 「ロイノート・スクール」「G Suite for education」を活用した実践例

ロイノート・スクールの活用

毎日生徒が提出する健康観察票の提出率
 19/39 **48%**
 「みんな、出そうよ……」

全校生徒分を全てチェックするのに**半日**
 「全校生徒の健康状況を早く知りたいな……」



2年生担任

Before



養護教諭

毎日生徒が提出する健康観察票の提出率
 39/39 **100%**
 「生徒たちにアンケートを実施
 37名の生徒がロイノ提出が楽で便利と回答」

全校生徒分の健康観察票のチェックが、**半日**かかっていた作業が、**20分**でチェックできる。
 「生徒に対して素早く適切に対応できる!!」



After



ロイノート・スクールを使用した流れ

- ①起床後の検温結果を担任へ提出
 - ②HRにて、担任から健康観察と送付確認(HRでの送付もOKとしている)
 - ③保健室で全生徒の検温結果を含む健康観察記録を確認
 - ④微熱・体調不良を訴えている生徒に対して養護教諭が確認
 - ⑤年次ごとにまとめたデータを全ての職員が全生徒の健康状態を確認できる
- ※事情がある生徒については、紙ベースの提出も可としている。



2台のモニターで素早くチェック

Google Classroom の活用

【授業】

データで
 ペーパーレス

プリント送付… 課題の答え合わせからデータでやりとり

【活用例】

- 先生⇒プリントの解答をクラスルームでデータ送付
- 生徒⇒自分で答え合わせした写真データを先生へ送付
- 先生⇒提出されたものを評価・コメント入力して生徒へ
- 生徒⇒先生からコメント入りデータを受け取り見直し

Google フォーム の活用

【活用例】

- ・授業評価・学校アンケート集計
- ・職員反省アンケート集計
- ・テストの振り返り・小テスト集計
- ・生徒会による文化祭投票集計

【文化祭後の生徒会場面】

生徒たちでアンケートフォームを作成し、全校生徒へQRコードからアンケートを実施。**900人ものデータを生徒会で簡単集計して発信**

「働き方改革通信:Smile No.11」令和3年3月号より抜粋

② eラーニングによる研修の実施【拡充】

R2年度実績

4月からクラウド型のeラーニングシステムを導入し、インターネット環境があればいつでも研修を受講することが可能に。

R3年度予定

クラウド型の新しい研修システムを4月に導入。研修については、集合し対面することでより効果が期待できる研修と、eラーニングやZoomなどのオンライン研修を組み合わせるなど、目的に応じた実施方法を検討。

③ 高等学校における校務システムの統一化検討

R2年度実績

今後の統一化した校務システム導入に向けたスケジュールについて検討。

R3年度予定

各校に対して、導入状況の調査を行い、導入に向けて検討を推進。また、令和4年度以降における予算化を目指す。

(2) 働きやすい物的環境の整備

① 負担軽減に配慮した学校施設の建替え

R2年度実績

令和元年度に建替校に選定した小学校3校の基本設計に着手するとともに、令和2年度に選定した小学校6校の基本構想を策定。その際、教職員の負担軽減に向け、学校からのヒアリングも踏まえ、移動効率の良い施設配置を検討。また、職員室の執務スペース等を改善するよう、中学校の整備水準を改定。

R3年度予定

引き続き、これまで建替校として選定した小・中学校の設計及び工事を進めるとともに、毎年度建替校を6校ずつ選定。

(3) 家庭と仕事の両立支援

① 教職員版フレックスタイム制度の試行実施【新規】

R2年度実績

全校を対象に通年で試行を実施。また、令和3年度からの本格実施に向け、規定を整備。

R3年度予定

本格実施を開始するとともに、取得実績等を確認し、必要に応じて制度の見直しを検討。

横浜市立学校フレックスタイム制度（令和3年4月から）

1 目的

現在、各学校の勤務時間は同一職種で一律に割り振られていますが、勤務開始時刻に一定の柔軟性を持たせることで、子育てや介護等があり既存の勤務時間に合わせる事が難しい教職員を含め、全ての職員がいきいきと働き続けることのできる職場環境づくりを進める。



2 制度内容の概要

対象校種	全ての横浜市立 小・中・特・義務・高等学校	勤務パターン	勤務開始時間7:00～10:00まで、15分単位で13パターン（昼間勤務）
利用要件	子育て・介護・通院・自己啓発・業務都合・その他（長期休業期間） 学校運営に支障が生じないと学校長が判断した場合に限る	上限回数	月5回（業務都合の場合は上限なし） ※子育て（小学生以下）・介護の特例措置 【勤務開始時間 8:00～8:30】 上限なし 【勤務開始時間 8:45～9:00】 月12回まで ただし学校運営に支障がないと学校長が判断した場合、上限なし
申請について	原則2日前まで 教職員庶務事務システムにより申請（高等学校の事務職員は紙で提出）		

横浜市家庭教育総合情報サイト

「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の開設について

第3期横浜市教育振興基本計画において、家庭教育に関する適切な情報提供の手段として掲げた「家庭教育総合情報サイト」を、5月17日に開設します。

1 サイト開設の目的

保護者が安心して適切な情報の選択ができ、不安や悩みの軽減につながるよう、家庭教育に関する情報を集約し、発信します。

2 主な対象者

小・中学生の保護者（子育てに疑問や悩みを持つ保護者）

3 掲載内容

- ・家庭で大人ができること
 - 子どもとの関わり方
 - 小学生ってどんな時期
 - 中学生ってどんな時期
- ・家庭教育コラム～うちの子育て～
- ・家庭教育QA～困ったときのヒント～
- ・主な相談先の紹介

4 本市ホームページ掲載予定場所

検索 横浜市>暮らし・総合>市民協働・学び>生涯学習>こどもの体験・学習/家庭教育>よこはま家庭教育支援「はまっこ子育て」

よこはま家庭教育支援「はまっ子 子育て」

～明日の子どもが幸せにいるために（小学校・中学校の時期の子どもとの関わり方）～

お子さんが豊かに成長するために家庭で大人ができることはなんでしょうか
お子さんとの関わり方を考えてみませんか

～子どもが豊かに成長するために～

家庭で、子どもの一番身近にいる大人は、子どもにとって大きな存在です
でも「大人だから」「子どものために」と、大人がいつも完璧な姿を見せなければいけない訳
ではありません

うまくいくこともあれば、うまくいかないこともあるかもしれません

たまには、子どもと一緒になにかをやってみたり、一緒に笑い合ったり

心をゆるやかにして、子どもと一緒に楽しむ、子どもと一緒に育つ・・・

子育てをゆったりと楽しむ気持ちで日々を過ごしてみませんか

家庭で大人ができること

子どもとの関わり方

子どものありのままを受けとめ、かけがえのない大切な存在であることを伝えていくことで
子どもは自分自身に自信を持ち、さまざまなことに取り組めるようになります

「ありのままを受けとめる」というのは、勉強や運動ができるから、とか
友達にやさしくしたから、とか条件がつくものではありません

子どもがなにかをうまくできなくても、失敗したとしても、条件なしに

その子どもの今のまま、あるがままを「いいんだよ」とまるごと受け入れる
ということです

もちろんうまく受けとめられないこともあります

でも、子どもをありのまま受けとめようと思うことが大切です

大人に大切に育てられた子どもは、自分のことを、そして他の人のことも大切にできる
子どもになります

子どもを大切に思う気持ちを、「かけがえのない」存在であることを
心から伝えてみてください

言葉でなくても、姿勢や行動でそっと示すこともできるかもしれません

そのためには、子育てをする大人が、自分を大切に思えることが必要です

大人も子どもも一人ひとり違うので、子育てをどうしたらいいかと悩むこともあるかもしれません

そのようなときは、学校や相談機関、または周囲の人などに相談してみると良いでしょう

また、本を読んでみることで役に立つこともあるかもしれません

さまざまな情報に振り回される必要はありませんが、子どもと一緒に育つ気持ちで自分や子どもに合う子育てを探してみるのはいいかもかもしれません

小学生ってどんな時期～子どもを理解するポイント～

子どもの発達には個人差がありますが、小学校6年間で体も心も大きく変化します

入学時期には、子どもの様子に細やかに心を配り、目をかけ手をかけ、丁寧に対応することが必要ですが、子どもの成長に応じて、少しずつ手をはなす時期を考えていきましょう

- ・ 1、2年生：小学校に入学すると、世界が大きく広がります

→子どもが学校になじむまで時間がかかります。最初のうちは、朝起きられなかったり、晩御飯を食べる前に疲れて寝てしまうこともあるかもしれません。学校のある生活に子どものリズムを合わせていけるよう、子どもの様子に合わせて、家庭での生活のリズムを考えましょう。また、子どもが学校の様子を話す時には、じっくりと話を聞いてあげられると子どもが安心するでしょう。

- ・ 3、4年生：中学年になると、反発したり、自己主張が強くなることがあります

→子どもの自分らしさや意思が芽生えてきた証拠なので、成長ととらえてあたたかく見守りましょう。また、友達や学習関係のつまずきが増えてくる時期なので、子どもの言葉を聞くだけでなく、表情や食欲など家での様子をよく見て、心配なことがあれば、学校の先生や周囲の人と相談してみんなで対応を考えていきましょう

- ・ 5、6年生：高学年になると、反発や反抗が目立つようになり、大人には話さないが増えてくるかもしれません

→大人よりも友達を大切にするようになる子どももいます。少し寂しく思うかもしれませんが、子どもの成長の証です。中学年の時期よりも更に自立心が高まっていますので、大人がこれまでの自分の経験から一方的に指示をすると、敏感に反応をしたり、反発するかもしれません。子どもの話に、どんな意味があるのか耳を傾け、子どもを大切に思う一人の意見として穏やかに、自分の考えを伝えてみましょう。子どもはそうした大人の対応を見ることで、お互いの意見を尊重すること、話し合うことで分かり合えること、協力することで問題が解決できることを学んでいきます。

中学生ってどんな時期～子どもを理解するポイント～

中学生は、大人への移行期であり、体も心も大きく変化します。このため、子ども自身も変化に追いつくのが大変で、気持ちが大きく揺れ動きます

わがままや自分勝手に見えるかもしれませんが、慌てずにゆとりを持って、子どもがなぜその行動をするのか、その意味を考えて理解するようにしましょう

大人も、中学生の子育てという次のステージに成長していくのです

- ・個人差はありますが、子どもによっては、小学校高学年から第二次性徴が現れます
→自分の体に起きる変化に不安と戸惑いを感じているかもしれません
- ・反抗的だったり、自分勝手に見える態度をとることがあります
→子ども自身の友人関係の悩みや将来への不安を隠しているのかもしれませんが
子どもが必要と感じれば、大人はサポートしたいと思っていること
家庭の大人以外にもサポートしてくれる大人がいることを伝えてあげること
よいかもしれません

子どもは自ら成長し、大人への道、自分の人生を歩もうとしています

大人ができることは、子どもを信じて見守ること

そして、助けが必要な時には力になりたいと思っている大人がいることを伝えることです

家庭教育コラム～うちの子育て～

大人も子どもも一人ひとり違うので、さまざまな子育てがあることでしょう

自分の子育てに少し迷った時には、他の家庭の子育てについて知ることが、自分の子育ての参考になるかもしれません

今、子育てをしている保護者のコラムを読んでみてはいかがでしょうか

- ・「できるときに・できる人が・できることを～パートナーが苦手なこと～」(リンク)
- ・「子どもたちが教えてくれたこと～私をお母さんにしてくれてありがとう～」(リンク)

家庭教育QA～困ったときのヒント～

子どものことで悩むことがあったときは、ひとりで抱え込まないことが大切です
家族や学校、行政、他の相談機関をはじめ、周囲の人たちに相談しながら考えていきましょう

このページにはQのみを掲載し、A（回答）については、リンクを貼って別ページに掲載します。QAについては、【資料2】をご確認ください。

学校生活（学習、友人関係、入学準備等）

- Q 小学校の入学にどのような準備が必要か
- Q 中学校の入学にどのような準備が必要か
- Q クラスの交友関係が心配。金銭感覚の違う子、遊び方や価値観の違う子と仲良くしているようだ
- Q 子ども同士でけんかをしたようだ、どう関われば良いか
- Q 勉強に意欲的に取り組んでいるように見えない
- Q 担任の先生から、小学校1年生の子どもが授業中席に座ってられない、と話があった
- Q 小学校高学年（中学生）の子どもが授業中、教室で立ち歩いているようで困っている

家庭生活

- Q 子どものほめ方、叱り方に困っている。叱る時に手を出すこともある
- Q お小遣いが欲しいと言われた
- Q 子どもの様子がいつもと違う、いじめられているかもしれない
- Q 子どもがいじめの加害者になってしまった
- Q 子どもが学校に行きたがらない
- Q 家庭での食生活が偏りがちで困っている
- Q 塾に通わせるべきか迷っている
- Q 言葉が乱暴になってきた
- Q 家で物を壊す、暴力を振るう
- Q 机の整理・整頓ができない
- Q 子どもがスマートフォンを欲しがっている
- Q 一日中スマートフォンをいじっている、ゲームばかりしている
- Q 子ども同士で出かけたと言われた
- Q 放課後や休日、中学生の子どもが他の子と交流したり、安心して過ごせたりする場所はあるか

主な相談先の紹介

小中学生の時期の子育てに関する主な相談先

名称	詳細	相談先	受付時間	連絡先
教育相談	お子さんが通う学校で、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭、カウンセラーが相談をお受けします	お子さんが通う学校	平日の日中	各学校のホームページでご確認ください
学校生活 あんしん ダイヤル	学校には相談しにくい悩みを、社会福祉職の専門職であるスクールソーシャルワーカーと一緒に考えます	教育総合相談センター	火曜日から金曜日まで 9:00から17:00まで ※祝日、年末年始等を除く	電話045-624-9081
24時間 子どもSOS ダイヤル	いじめを受けたり見かけたりしたときや、様々な悩みごとなど、1人で抱えずご相談ください	教育総合相談センター	24時間365日	電話0120-078-310 (フリーダイヤル)
一般教育 相談	不登校や友人関係の困りごとなどについて、一緒に考えます	教育総合相談センター	月曜日から金曜日まで 9:00から17:00まで ※祝日、年末年始等を除く	電話045-624-9414
特別支援 教育相談	主に障害のあるお子さんに関する就学・教育相談、情報の提供などを行っています	在学中の場合は、お子さんの通う学校	平日の日中	学校の連絡先は、各学校のホームページでご確認ください
		未就学のお子さんは、特別支援教育総合センター	平日の9:00から17:00まで	詳しくは特別支援教育総合センターのページでご確認ください(リンク)

地域療育センター	0歳から小学校期までの障害児に療育に関する相談等を行っています	地域療育センター（お住まいの区によって担当のセンターがあります）	月曜日から金曜日まで 8:45から17:15まで	詳しくは、地域療育センターのページで御確認ください（リンク）
学齢後期障害児支援	中学校期から高校期の主に発達障害児を対象に、専門機関による診療や相談支援を行っています	・小児療育相談センター ・横浜市総合リハビリテーションセンター ・横浜市学齢後期発達相談室くらす	場所によって受付日時が異なります	詳しくは学齢後期障害児支援のページで御確認ください（リンク）
子ども・家庭支援相談	乳幼児から学童期、思春期までの子育てに関するご相談をお受けします	各区子ども家庭支援課	区によって受付日時が異なります	詳しくは、子ども・家庭支援相談一覧のページでご確認ください（リンク）
電話児童相談室	子どもの養育・非行・障害・不登校・性格や行動の問題などに関するご相談をお受けします	電話児童相談室	月曜日から土曜日まで 9:00から17:30まで（土曜日は16:30まで） ※祝日、年未年始等を除く	電話045-260-4152
児童相談所	子どものことで心配なこと、気になることのご相談をお受けします	児童相談所	月曜日から金曜日まで 8:45から17:00まで ※祝日、年未年始等を除く	連絡先は、児童相談所のページでご確認ください（リンク）
依存症相談	依存症でお困りのご本人・ご家族からの相談をお受けします	横浜市こころの健康相談センター	月曜日から金曜日まで 8:45から17:00まで ※祝日、年未年始等を除く	詳しくは、相談窓口のご案内ページでご確認ください（リンク）

サイトQA案

Q 小学校の入学にどのような準備が必要か

A 子どもにとっても大人にとっても、新しい環境は、楽しみと不安があるものです。入学前から子どもに少しずつ小学校について話して、新しい生活を楽しみにできるようにしてあげましょう。時間があれば、学校を見に行き、様子を確かめると具体的にイメージができます。通学路を一緒に歩いてみることも効果的です。

また、学校では、学習や給食など集団での行動が多くなります。ゆずったり、協力したりといった社会性も必要となりますので、家庭でも順番を守ることの必要性や人にゆずることについて考えてみてください。

小学校の入学までに用意すべき物については、小学校の入学説明会で話があります。小学校の説明に合わせて、子どもと一緒に必要な物を用意しましょう。

Q 中学校の入学にどのような準備が必要か

A 中学校になると教科によって教える先生が変わることや初めて会う生徒もいることで、不安や戸惑いがあるかもしれません。子どもの気持ちに寄り添い、不安にじっくりと耳を傾けてください。子どもの気持ちを受けとめ、温かい声かけを心がけましょう。入学前に、地域の行事等で中学生の姿を見ることで、期待をもったり、身近に感じたり、中学生になる自分をイメージできるようになるかもしれません。

また、部活はクラスの違う友達ができたり、先輩・後輩を含め、目標を共有して活動することの大切さを学ぶことができます。子どもが部活をやりたいと思えば、まずはやらせてあげることが大切です。子どもの様子をよく見守り、必要に応じて話し合ってみましょう。

Q クラスの交友関係が心配。金銭感覚の違う子、遊び方や価値観の違う子と仲良くしているようだ

A 友達との関係は、子どもが自分とは異なる価値観を知ることができる良い機会です。まずは、周囲の大人の評価などに捉われずに、子どもの気持ちを聞いてみましょう。子どもには、その子の良い面が見えているのかもしれませんが、大人としては、必ず守るべきルールを具体的に決めておき、お互いにそのルールを守り、信頼して見守る姿勢も大切です。また、子どもの友達を家庭に招待したり、親同士として、その友達の保護者と話をすることも、お互いの理解につながります。しかし、子どもが辛い思いをしているのであれば、家庭で抱え込まず、できるだけ早めに学校や相談機関に相談しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

Q 子ども同士でけんかをしたようだ、どう関われば良いか

A まずは、子どもの話や子どもの思いを丁寧に聞いてみましょう。基本的には、子ども自身の経験のためにも、子どもが解決できる場合は、子どもが解決すべきです。大人は、子どもが解決方法を見つける手助けをするようにしましょう。人間関係の小さなつまずきは、成長するための大きな学びの機会になります。

また、子どもを信じることは大切ですが、子どものいろいろな事情によって全て本当のことを話しているとは限らない時もあります。大人として動揺する気持ちもあると思いますが、客観的な状況を考えながら、あたたかく子どもの話を聞きましょう。

けんかの内容がクラス全体に関わることだったり、複数の子どもが関係していることだったり、学校に事実確認をするといったことや、周囲に相談することも必要かもしれません。子どもの様子をよく見て、見守るだけでいいのか、具体的な手助けをする必要があるのか判断しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

Q 勉強に意欲的に取り組んでいるように見えない

A 勉強が必要であると感じると、自主的に取り組むようになります。また、勉強を楽しんでいることも大切です。子どもは、好きなことには一生懸命取り組むのではないのでしょうか。子どもの様子をよく見て、勉強を始めた時には、その姿勢を大いに認めてあげましょう。子どもの自己肯定感を高めることを意識して、子どもに接することが大切です。子どもが、知識を身につけ、自分自身が成長できるという気持ちをもつことは、一生の財産となります。時には、なぜ勉強が必要だと思うか、を話し合うことも必要かもしれません。ただし、誰にでも苦手なことはあります。無理に勉強をさせるというのではなく、子どもに合った方法を学校の担任の先生や周囲の人に相談してみましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）
学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）
一般教育相談（教育総合相談センター）
24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

Q 担任の先生から、小学校1年生の子どもが授業中席に座ってられない、と話があった
A 家庭では、授業時間のように長い時間1か所で座って過ごすことは少ないかもしれませんが、経験がないことで、小学校に入学してすぐは落ち着きがないことがあります。感情的に叱るのではなく、子どもが理解できるように、なぜその行動が必要なのか優しく説明してください。環境に慣れれば落ち着きます。しばらくたっても落ち着かない場合は、その子が生まれ持った特性も関係があるのかもしれませんが。養護教諭や児童支援専任教諭、スクールカウンセラーなどに相談をしてみましょう。
もし、入学する前から子どもに心配なところがあれば、早めに子どもに合った支援を受けられるよう、家庭だけで悩まずにできるだけ速やかに相談機関に相談しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）
学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）
一般教育相談（教育総合相談センター）
24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）
特別支援教育相談（お子さんが通う学校）
地域療育センター

Q 小学校高学年（中学生）の子どもが授業中、教室で立ち歩いているようで困っている
A 「立ち歩く」という行動の原因は、友達との関係や学習面の課題など、さまざまなことが考えられます。家庭で抱え込まず、担任の先生や児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどに相談しましょう。学校から適切な相談先を案内してくれる場合もあるかもしれません。学校と情報を共有して、丁寧に対応していくことが大切です。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）
学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）
一般教育相談（教育総合相談センター）
24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

特別支援教育相談（お子さんが通う学校）

地域療育センター（小学生）

学齢後期障害児支援（中学生）

Q 子どものほめ方、叱り方に困っている。叱る時に手を出すこともある

A しつけに体罰を用いるのは、決して効果的ではありません。感情的に叱ると、子どもは反感が膨らみ逆効果になってしまうこともあります。また、大人が感情的になると、子どもも感情的になることを学びます。感情に頼らない方法を工夫していきましょう。しつけとは時間がかかるものです。いけないことをしたときには、子どもの年齢や特性によっては、対応方法を工夫する必要がありますが、まずは率直に「そういうことはしてはいけない」「私はそういうことはしてほしくない」ということを言葉で伝えましょう。また、子どもの様子をよく見て、努力したこと、頑張ったことを見つけたら、「すごいね」「うれしいよ」と伝えてあげてください。おだてる、褒めちぎるといった過剰な対応をする必要はなく、大人として嬉しいという気持ちを心から伝えられるとよいかもしれません。本市ホームページ「体罰によらない子育てのために」のページも参考にしてください。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

子ども・家庭支援相談（各区こども家庭支援課）

電話児童相談室

児童相談所

Q お小遣いが欲しいと言われた

A お小遣いをあげる前に、どういったことにお小遣いが必要なのか家庭で話し合ってみてください。例えば、学校で使う文房具をお小遣いから買うのかなど、あらかじめ、お小遣いの使い道を明らかにしましょう。使い道を考えれば、必要な金額も決まってきます。また、毎月定額で渡す、お手伝いに対する報酬として渡すなど渡し方も様々です。家庭に適した方法を選び、お小遣い帳や貯金箱などを通して、お金の大切さ、計画を立ててお金を使うことを学べるようにしましょう。

Q 子どもの様子がいつもと違う、いじめられているかもしれない

A まず、子どもが話してくれるようならば、子どもの話をよく聞いてみましょう。どんなことがあっても子どもの味方になるという姿勢で、大人が聞いたら一見「そんなこと？」と思うような話であっても、子どもに向き合って真剣に対応すると、子どもは心強いでしょう。まず、子どもの辛い気持ちを受けとめ、じっくりと話を聞きましょう。一方的に子どもを責めることはしてはいけません。大人が子どもの話をしっかりと受けとめることで、子どもは安心感を得て、子ども自身の力で乗り越えていく場合もあります。しかし、難しい場合には家庭で抱え込まず、できるだけ早めに学校や相談機関に相談しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

子ども・家庭支援相談（各区こども家庭支援課）

Q 子どもがいじめの加害者になってしまった

A 子どもがいじめをしたと聞くと、非常にショックを受けるかもしれませんが。しかし、頭ごなしに叱るのではなく、まずは子どもの話をじっくり聞きましょう。また、できるだけ、いつ、何が、どのように起こったのかを具体的に聞いておくといよいでしょう。同じ出来事でも、別の視点からは異なって見えることがあるからです。年齢や特性によっては難しいこともあります。いじめられている子どもの苦しみや痛みに気づき、思いを馳せられるようになるために、相手の立場に立って考えることを促してみましょう。

また、家庭だけで抱え込まずに、学校や相談機関に相談しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

子ども・家庭支援相談（各区こども家庭支援課）

Q 子どもが学校に行きたがらない

A 子どもから「学校に行きたくない」という話を聞くと、大人は非常に心配になると思います。子どもが学校に行きたくない就打ち明けるのは、安心感のある関係性が出来ているということで、まずは良いスタートです。大人は、子どもが何らかのストレスを抱えていると

考え、まずは、子どもの気持ちに寄り添い、共感しながら話を聞くことが大切です。無理に原因を追究したり、学校に行くように励ましたりすると、子どもは「自分の気持ちを分かってくれない」と心を閉ざしてしまう可能性があります。

大人がゆっくりと子どもの話を聞くだけで元気になることもあります。ただし、あまり家庭だけで抱えこまずに、なるべく早い段階で学校や相談機関に相談しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

子ども・家庭支援相談（各区こども家庭支援課）

Q 家庭での食生活が偏りがちで困っている

A 食事は、健康と密接にかかわり、生涯続けるものです。子どものうちから、バランスのとれた食事や手洗い等の食習慣を身につけることが大切です。家族での食事の時間、そこでコミュニケーションや楽しい会話も子どもに良い影響を与えます。それぞれの家庭にさまざまな状況があるので、作り置きや調理器具の活用など、家庭の生活に合わせて食事を工夫しましょう。献立の参考に、よこはま学校食育財団のページで横浜市立学校給食メニューの作り方をご覧ください。（HPへリンク）

Q 塾に通わせるか迷っている

A 必ずしも塾に通わなければいけないわけではありません。子どもが意欲をもって塾に行きたい、と言った時が1つの判断のポイントになりますが、塾に限らず様々な学習手段がありますので、子どもの様子をよく見て、子どもに合う学習手段を考えましょう。

Q 言葉が乱暴になってきた

A 子どもは、新しい言葉を覚えたことが楽しく、その言葉の意味を理解しないまま周囲に合わせて何度も繰り返し使うことがあります。明らかに使うべきではない、人を傷つけるような言葉を聞いたら、言葉の意味を説明して、なぜその言葉を使ってはいけないのか、その言葉をもしても自分が言われたらどういう気持ちになると思うか、など話し合しましょう。小学校高学年くらいになれば、正しい敬語など場面に応じた適切な言い方やその他の状況に応じた言葉を教えることも必要でしょう。きちんと説明すれば、子どもは分かるはずですよ。

人を不快にさせたり、傷つける言葉は、なぜいけないのかしっかりと教えてあげる必要があるでしょう。

Q 家で物を壊す、暴力を振るう

A 子どもが物を壊す、暴力を振るうといった行動が急に現れた時は、大人は非常にショックを受けます。家庭内暴力が起きた時は、子どものSOSのサインであると考えましょう。子どもは、学校や友人関係の悩み、家庭のあり方といった様々なことから大きなストレスを抱え、気持ちを行動で表しているのかもしれませんが。家庭で抱え込まずに、誰か信頼できる人に相談し、子どもがなぜ暴力を振るうのか一緒に考えてもらいましょう。親しい間柄の人には相談しにくいこともあるでしょうし、知り合いに相談するとかえって問題が大きくなるのではないかと心配な場合もあるでしょう。勇気があるかもしれませんが、守秘義務のある相談機関に相談し、専門家の立場から適切な助言を受けると、改善していくケースも多くあります。家庭で抱え込まずに相談しましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

子ども・家庭支援相談（各区こども家庭支援課）

電話児童相談室

児童相談所

Q 机の整理・整とんができない

A どこに何があるか分かっている取り出しやすいと、学校の準備などスムーズに行うことができます。整理・整とんができることは、学校生活でも、大人になってからも大切です。まずは、子どもと一緒に、どこに何をしまうか決めましょう。一緒に使うものは一緒に置いておく、使う場所に近いところに置く、よく使うものは出しやすいところに置くという方法にすると、使いやすくなります。大人が勝手に片付ける場所を決めるのではなく、子どもと一緒に楽しみながら、片付ける場所や片付けのルールを決めるとよいかもしれません。一日の中で片づけタイムを決めて、大人も子どもも一緒に片づけるのも、子どもにとっては取り組みやすいのではないのでしょうか。また、子どもが片づけをできた時には、その場でほめて一緒に喜ぶと、次へのやる気につながります。

Q 子どもがスマートフォンを欲しがっている

A スマートフォンは、子どもといつでも連絡がとれるなど、とても便利な反面、SNSなどでトラブルに巻き込まれるのではないかと、長時間ゲームなどに熱中し、勉強時間がとれないのではないかと多くの心配があります。まずは、大人がスマートフォンの危険性や弊害をよく理解しておく必要があります。そして、なぜ今は持たせないのか、持たせるとしてもなぜルールを設けるのか、などについて子どもに伝えましょう。周りの友達が持っているからという理由ではなく、本当に必要かどうかを家庭で話し合っ、家庭のルールを決めてください。子どもに使用させる場合は、フィルタリング等を利用し、使い方のルールやマナーを話し合ひましょう。ルールが守れなかったときはどうするかあらかじめ決めることも大切です。話し合いの時に大人がルールを一方的に決めると、子どもは押し付けられたと感じ、ルールを守らなくなることも想定されます。また、せっかく決めたルールでも、大人がきちんと見ていなかったり、大人が約束を破ったり、子どもがルールを破ってもあいまいなままにしていると、ルールの意味がなくなります。

Q 子どもが一日中スマートフォンをいじっている、ゲームばかりしている

A 大人が一方的に怒ることは、あまり効果がありません。子どもの年齢にもよりますが、子どもがスマートフォンで何をしているのか関心を持ち、例えば「そんなに面白いならやり続けてしまうだろうから、1日1時間だけにすって約束しよう」などと、ルールを決めると良いでしょう。もし、スマートフォンを購入した時に約束したルールが守られていないのであれば、もう1度、ルールの中で使うように話してみましょう。子どもがルールを守らなかった場合の方法について決めていた場合には、大人が一貫してその取組を守るという姿勢を示さないと、ルールはなし崩しになってしまいます。

また、子どもの興味に合わせて、スマートフォンやゲームよりも楽しいことを見つけるような体験をしてみると、スマートフォンやゲームから離れることができるかもしれません。勉強が難しいこと、先生や友達と上手くいかないことから、スマートフォンやゲームをしている場合もあるかもしれません。子どもに寄り添い、よく話を聞いて、困りごとに合わせた対応を考えていきましょう。

相談先 教育相談（お子さんが通う学校）

学校生活あんしんダイヤル（教育総合相談センター）

一般教育相談（教育総合相談センター）

24時間子どもSOSダイヤル（教育総合相談センター）

子ども・家庭支援相談（各区こども家庭支援課）

依存症相談（こころの健康相談センター）

Q 子ども同士で出かけたいと言われた

A 子どもは成長につれて、親と出かけるよりも子ども同士で出かけたがるようになります。子ども自身の大切な経験にもなりますので、誰とどこへ行くのか、何時に帰るのかなど、家庭のルールを決めたうえで出かけさせていい場合もあるでしょう。子どもの年齢や行きたい場所に依じて、よく話し合ってみてください。イベントなどの人が多く集まる場所では犯罪に巻き込まれる危険性もあります。危険なことも起こり得ること、危険を感じた時にはどのように行動して自分を守るのかについて話し合っておきましょう。

Q 放課後や休日、中学生の子どもが他の子と交流したり、安心して過ごせたりする場所はあるか

A 横浜市には、中・高校生世代の青少年を対象とした青少年の地域活動拠点があります。放課後や休日にスタッフや他の利用者と交流できるフリースペースがあり、多様な世代と関係性を築くことができます。地域でのボランティア活動等、体験機会の提供も行っています。また、地域活動拠点のスタッフや地域の大人とのコミュニケーション等を通して、家庭とは異なる価値観について学び、社会の多様性について考える機会にもつながります。詳しくは、こども青少年局の「青少年の地域活動拠点づくり事業」のページをご覧ください。(リンク)

教委第1号議案

令和3年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和3年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和3年5月13日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和3年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和3年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和3年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和3年度は、次の教科書を採択する。

ア 高等学校において令和4年度に使用する教科書

イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書

なお、義務教育学校前期課程を含む小学校において使用する教科書は令和元年度に採択した教科書を令和5年度まで継続使用する。義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、令和2年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため以下の種目については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。

ウ 中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書

- (2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。
- (3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

- (1) 公正かつ適正な手続き
文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。
- (2) 教科書の調査研究
教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。
- (3) 静ひつな採択環境の確保
教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。
- (4) 開かれた採択の実施
基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

- (1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

採択の観点(1) 【関係法令】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(2)

【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標(SDGs)*の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(3) 【体裁等】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

*2015(平成27)年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

教委第2号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和3年5月13日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

高等学校において令和4年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書及び中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和3年5月日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 高等学校において令和4年度に使用する教科書
- 2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書

なお、義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、令和2年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため以下の種目については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。

- 3 中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

3 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。

4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。